

議員提出第3号議案

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

加東市議会議会運営委員会
委員長 小 川 忠 市

加東市条例第 号

加東市議会委員会条例の一部を改正する条例

加東市議会委員会条例（平成18年加東市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(<u>委員会の開会方法</u> の特例) 第15条の2 委員長は、 <u>新型コロナウイルス感染症その他重大な</u>	(<u>出席</u> の特例) 第15条の2 委員長は、 <u>委員について、次に掲げる場合に該当す</u>

<u>感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> 〔新設〕 〔新設〕 2～4 〔略〕	<u>ると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を当該委員会に参加させることができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> (1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> (2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> 2～4 〔略〕
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第3号議案 要旨

加東市議会委員会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

議会活動と家庭生活の両立支援の体制整備のため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

オンラインによる方法を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を当該委員会に参加させることができる場合に育児や介護を加えること。
（第15条の2関係）

3 施行期日 公布の日